

愛媛県からの入漁に係る広島県漁業調整規則第11条の
規定に基づく制限措置など

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。）第70条及び広島県漁業調整規則（令和2年広島県規則第67号。以下「規則」という。）第4条第1項に掲げる漁業のうち、広島・愛媛連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定に係る漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び申請期間等を次のとおり定める。

令和7年2月17日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
二そういわし船びき網漁業	古三崎から田島東端見通し線と加治屋島高頂から百貫島高頂見通し線以南及び田島東端から江ノ島北端見通し線以东の広島県海面	6月10日から12月31日まで	— ※1	10トン未満 ※2	4	広島・愛媛連合海区漁業調整委員会が締結した入漁協定の参加者（以下「入漁協定参加者」という。）であって、愛媛県において同種の漁業の許可を受けて営む者に限る。

※1 令和2年農林水産省告示第2230号の規定により143キロワット（50馬力）以下

※2 省令第70条第1項第3号の規定により5トン以上

(2) 小型機船船底びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第2種えびこぎ網漁業	八木灘（別記1の海面をいう。）	1月1日から12月31日まで	— ※1	5トン未満	2	入漁協定参加者であって、愛媛県において同種の漁業の許可を受けて営む者に限る。
手繰第2種自家用餌料びき網漁業	豊田郡大崎上島町の旧木江町地先海面（別記2の海面をいう。以下同じ。）				10	
	豊田郡大崎上島町の旧木江町地先海面及び呉市豊町地先海面（別記3の海面をいう。）				上記10のうち10	

※1 令和2年農林水産省告示第2230号の規定により48キロワット（15馬力）以下

(3) ごち網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
一そうローラーごち網漁業	竹原市、呉市川尻町・豊浜町・豊町・安浦町、東広島市、豊田郡大崎上島町、三原市幸崎町・鷺浦町及び尾道市瀬戸田町地先海面	3月1日から12月31日まで	48キロワット(15馬力)以下	5トン未満	10	入漁協定参加者であって、愛媛県において同種の漁業の許可を受けて営む者に限る。

(4) 流し刺し網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
さわら流し刺し網漁業	安居島原海面(別記4の海域をいう。以下同じ。)	5月1日から7月20日まで	定めない	定めない	55	入漁協定参加者であって、愛媛県において同種の漁業の許可を受けて営む者に限る。
	甲島原海面(別記5の海域をいう。以下同じ。)	5月1日から7月31日まで			21	
	安居島原海面及び甲島原海面	安居島原：5月1日から7月20日まで 甲島原：5月1日から7月31日まで			5	
	八木灘(別記6の海域をいう。)	5月1日から6月30日まで			3	

(5) たこつぼ漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
たこ壺漁業	白石(二ツ石)東北海面の協定区域及び小館場島北端から亀ヶ首鼻を結ぶ線以南の海面	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	1	入漁協定参加者であって、愛媛県において同種の漁業の許可を受けて営む者に限る。

(6) はえなわ漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
たい・はも・あなごはえなわ漁業	安居島原海面及び呉市下蒲刈島、上蒲刈島、豊島及び大崎下島の南側海面(別記7の海面をいう。)	1月1日から12月31日まで	定めない	5トン以上	2	入漁協定参加者であって、愛媛県において同種の漁業の許可を受けて営む者に限る。
ふぐはえなわ漁業		10月1日から翌年3月31日まで				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

公示の日から令和8年3月31日まで

3 条件

(1)二そういわし船びき網漁業

- ア 日没から日の出までは、操業してはならない。
- イ つぼ網の定置箇所から、1,000メートル以内の区域では操業してはならない。
- ウ 袋網の網目は、もじ網50センチメートルにつき80経(羽)より荒いものを使用してはならない。
- エ いわし以外を漁獲目的としてはならない。

(2)えびこぎ網漁業

- ア 別記8の禁止区域においては、操業してはならない。
- イ 別記9の禁止期間においては、それぞれ該当する禁止区域で操業してはならない。
- ウ 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。
- エ 14メートル以上のビームを使用してはならない。
- オ ビームと手木(手木がない場合は袖網の袖口)との間を6メートル以上離してはならない。
- カ ビームと手木は、直結してはならない。
- キ ビームが、操業中に海底をかく役目をするものであってはならない。
- ク 沈子網のほかにオドシを取りつけてはならない。
- ケ 曳網(又網)は、ビームと連結しなければならない。
- コ 浮子網(上綱)は、ビームにかぶさってはならない。
- サ 手木の部分の高さ又は袖網の袖口(沈子網から浮子綱までの高さをいう。)は1メートル以下でなければならない。
- シ 12月1日から翌年3月31日以外は、ビームは金属製のものを使用してはならない。

(3)自家用餌料びき網漁業

- ア 袋網の網目は、16節(2.0センチメートル)より細かいものでなければならない。
- イ この許可により採捕した漁獲物は販売してはならない。
- ウ 第1種区画漁業魚類養殖業の養殖施設から50メートル以内の区域では、操業してはならない。
- エ 大崎上島地先海域では午後10時から午前3時まで、操業してはならない。

(4)一そうローラーごち網漁業

- ア 別記10の禁止区域においては、操業してはならない。
- イ 別記11の禁止期間においては、それぞれ該当する禁止区域で操業してはならない。

(5)さわら流し刺し網漁業

ア 共通

- (ア)網丈は、25メートル以内でなければならない。
- (イ)網目は、9.09センチメートル(3寸)より荒く、13.03センチメートル(4寸3分)より細くなければならない。
- (ウ)網(浮子方)は、水面下5メートル以深に敷設しなければならない。

イ 安居島原海面及び甲島原海面

- (エ)別記12の禁止区域においては、操業してはならない。
- (オ)午前5時から午後6時までの間は、操業してはならない。

ウ 八木灘

- (エ)操業を行う場合は、操業燈及び操業旗章を掲げなければならない。
- (オ)網の長さは、600メートルを超えてはならない。

(カ)操業は、次に掲げる日の午後6時から翌日の午前5時までの間に行わなければならない。

- 〔 5月の偶数日
- 〔 6月の奇数日

(6)はえなわ漁業

ふぐはえなわ漁業にあつては、浮きはえなわ漁具（浮子によって海面から吊るして使用するはえなわ漁具）を使用してはならない。

4 その他

この公示に係る許可の有効期間は、令和7年4月1日又は許可の日のうちいずれか遅い日から、令和7年度の漁業時期の末日又は令和8年3月31日のうちいずれか早い日までとする。

別記（操業区域等）

別記1 八木灘（えびこぎ網漁業）

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線以北、オ、カを結んだ直線以西の広島県海面

- ア 呉市川尻町犬戻ヶ鼻
- イ 呉市柏島南端
- ウ 呉市豊浜町三角島北西端
- エ 愛媛県岡村島北端
- オ 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界
- カ 愛媛県大三島鳥取鼻

別記2 豊田郡大崎上島町の旧木江町地先海面（自家用餌料びき網漁業）

次のア、イ、ウ、エ、オ、アを順次結んだ5直線によって囲まれた海域並びにキ、ク、ケ、コ、サ、シ、キを順次結んだ6直線によって囲まれた海域

- ア 豊田郡大崎上島町明石香勾鼻から愛媛県岡村島正月鼻を見通す線上400メートルの点
- イ 豊田郡大崎上島町明石香勾鼻から愛媛県岡村島正月鼻を見通す線と同町明石香勾鼻から同県岡村島戸町鼻を見通す線上その中央点からウを見通す線との交点
- ウ 豊田郡大崎上島町黒崎鼻から179度の線と愛媛県岡村島正月鼻からカを見通す線との交点
- エ 豊田郡大崎上島町音ヶ鼻から愛媛県小大下島明神鼻を見通す線とウからカを見通す線との交点
- オ 豊田郡大崎上島町音ヶ鼻から愛媛県小大下島明神鼻を見通す線上700メートルの点
- カ 豊田郡大崎上島町中の鼻から愛媛県大下島ナブチ鼻を見通す線上その中央点
- キ 豊田郡大崎上島町チシヤゴ礁
- ク 豊田郡大崎上島町沖浦中の鼻から愛媛県福島西端を見通す線上その中央点
- ケ 豊田郡大崎上島町沖浦野賀の鼻から愛媛県福島西端を見通す線と同町沖浦中の鼻から同県神殿島の高を見通す線との交点
- コ 豊田郡大崎上島町沖浦中の鼻から愛媛県神殿島西端を見通す線上2,000メートルの点
- サ 豊田郡大崎上島町木江一文字灯台から愛媛県大横島西端を見通す線上1,400メートルの点
- シ 豊田郡大崎上島町木江一文字灯台から愛媛県大横島西端を見通す線上1,000メートルの点

別記3 呉市豊町地先海面（自家用餌料びき網漁業）

次のア、イを結んだ直線、ウ、エ、オを順次結んだ2直線、カ、キを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県海域

- ア 愛媛県岡村島戸町鼻
- イ 呉市豊町大島北東端

- ウ 呉市豊町大島北端
- エ 呉市豊町平羅島北端
- オ 呉市豊町初崎の鼻
- カ 呉市豊町御手洗北東端
- キ 愛媛県岡村島観音崎突端

別記4 安居島原海面（さわら流し刺し網漁業）

次のア、イ、ウを順次結んだ2直線、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ6直線、ケからコを見通す延長線及び最大高潮時海岸線とを結んだ線以南の広島県の海域。なお、広島・愛媛緩衝海域を含む。

- ア 呉市倉橋町白石（三ツ石）中央
- イ 呉市倉橋町亀ヶ首東端
- ウ 呉市情島南端
- エ 呉市情島北端
- オ エから呉市阿賀町観音崎を見通す線と同市音戸町小アジワ島の高からカを見通す線との交点
- カ 呉市広黄幡町石ヶ鼻
- キ 呉市下蒲刈町下黒島南端
- ク 呉市下蒲刈町上黒島南端
- ケ 呉市蒲刈町黒鼻
- コ 呉市豊浜町斎島西端

別記5 甲島原海面（さわら流し刺し網漁業）

次のア、イ、ウを順次結んだ2直線、エ、オ、カ、キ、クを順次結んだ4直線及び最大高潮時海岸線とを結んだ線以南の広島県の海域。なお、広島・愛媛緩衝海域を含む。

- ア 小瀬川河口における広島県と山口県との境界点
- イ 江田島市沖美町入鹿鼻
- ウ 江田島市沖美町大黒神島押島鼻
- エ 江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻
- オ 江田島市大柿町長島南端
- カ 呉市倉橋町黒島西端
- キ 呉市倉橋町横島南端
- ク 呉市倉橋町白石（三ツ石）中央

別記6 八木灘（さわら流し刺し網漁業）

次のア、イ、ウ、エを順次結んだ3直線、オ、カ、キ、クを順次結んだ3直線、ケ、コ、サ、シを順次結んだ3直線、ス、セ、ソ、タを順次結んだ3直線、タ、チを呉市三角島北側距岸500メートルで結んだ線、チ、ツを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- ア 呉市川尻町柏島北端
- イ 呉市安浦町横島南端
- ウ 東広島市安芸津町小芝島南端
- エ 東広島市安芸津町大芝島荒神鼻（南端）
- オ 東広島市安芸津町大芝島おしかけの鼻（南東端）
- カ 東広島市安芸津町唐船島南端
- キ 竹原市碓島灯台

- ク 竹原市阿波島源氏ヶ鼻（北端）
- ケ 竹原市阿波島白馬岬（南端）
- コ 豊田郡大崎上島町契島北端
- サ 豊田郡大崎上島町白島山尾崎（北端）
- シ 豊田郡大崎上島町長島北端
- ス 豊田郡大崎上島町長島西端
- セ 豊田郡大崎上島町津久賀島北西端
- ソ 豊田郡大崎上島町来島東端
- タ 呉市豊町三角島堤の鼻（北東端）からソを見通す線上500メートルの点
- チ 呉市豊浜町三角島西端（長崎鼻）からツを見通す線上500メートルの点
- ツ 呉市川尻町柏島南東端

別記7 安居島原海面並びに呉市下蒲刈島、上蒲刈島、豊島及び大崎下島の南側海面（はえなわ漁業）次のア、イ、ウ、エ、オ、カを順次結んだ5直線及びカから呉市下蒲刈島、上蒲刈島の南側を距岸500メートルで結んだ線とキ、ク、ケ、コを順次結んだ3直線及びコから同市大崎下島南側距岸500メートルで結んだ線と御手洗瀬戸における愛媛県と広島県との境界線とによって囲まれた広島県海面。ただし、距岸500メートルの区域を除く。

- ア 呉市倉橋町白石（三ツ石）の中央
- イ 呉市倉橋町亀ヶ首
- ウ 呉市音戸町波多見大浦崎北東端
- エ 呉市阿賀南七丁目大崎白石鼻
- オ 呉市広町下猫崎南端
- カ 呉市下蒲刈島尾の鼻南西端
- キ 呉市上蒲刈島黒鼻
- ク 鴨瀬灯台
- ケ サから呉市斎島いかりの鼻を見通す線とコから264度の線との交点
- コ 呉市豊浜町大字大浜馬乗西鼻
- サ 呉市豊浜町大字豊島カンノベラ

別記8 えびこぎ網（八木灘）の禁止区域

禁 止 区 域	
1	<p>次のア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ・クを順次結んだ7直線、ケ・コを結んだ直線及び最大高潮時海岸線との間の広島県の海域。ただし、サ・シ・ス・セ・ソを順次結んだ4直線、タ・チ・ツ・テ・ト・ナ・ニを順次結んだ6直線、ニ・ヌを呉市豊町三角島の北回りに距岸500メートルで結んだ線、ヌ・ネを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びにノ・ハ・ヒ・フを順次結んだ3直線、ヘ・ホ・マ・ミ・ム・メ・モ・ヤ・ヰ・ユ・エを順次結んだ10直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 呉市広黄幡町石ヶ鼻南端 イ アから呉市音戸町小アジワ島の高を見通す線上500メートルの点 ウ アからエを見通す線と呉市広町における距岸500メートルの線との交点 エ 呉市下蒲刈町下黒島南端 オ エから呉市豊浜町鴨瀬燈標を見通す線と同町斎島西端から同市蒲刈町黒鼻を見通す線との交点 カ 呉市豊浜町斎島西端から同市蒲刈町黒鼻を見通す線上500メートルの点 キ 呉市豊浜町斎島西端からクを見通す線上500メートルの点 ク 愛媛県小安居島北端 ケ 竹原市と三原市との最大高潮時海岸線における境界 コ 愛媛県大三島島取鼻

サ	呉市川尻町柏島北端
シ	呉市安浦町横島南東端
ス	呉市安浦町馬島南東の下碇磯灯標
セ	東広島市安芸津町小芝島南端
ソ	東広島市安芸津町大芝島南端
タ	東広島市安芸津町大芝島南東端
チ	東広島市安芸津町ホボロ島南端
ツ	東広島市安芸津町唐船島南西端
テ	豊田郡大崎上島町長島西端
ト	豊田郡大崎上島町七々見塚崎
ナ	トから呉市豊町鍋島西端を見通す線と同町三角島北東端から豊田郡大崎上島町草木丸子鼻の西端を見通す線との交点
ニ	呉市豊町三角島北東端から豊田郡大崎上島町草木丸子鼻西端を見通す線と距岸 500 メートルの線との交点
ヌ	呉市豊浜町三角島北西端からネを見通す線と距岸 500 メートルの線との交点
ネ	呉市川尻町柏島南端
ノ	豊田郡大崎上島町鮎崎の鼻
ハ	豊田郡大崎上島町佐組島東端
ヒ	竹原市阿波島南端
フ	竹原市小久野島北端
ヘ	竹原市小久野島南端
ホ	へから愛媛県松島東端を見通す線上その中央点
マ	ノから竹原市忠海町冠山の高を見通す線とへから豊田郡大崎上島町唐島の高を見通す線との交点
ミ	愛媛県松島南西端から豊田郡大崎上島町唐島の高を見通す線上 1,000 メートルの点
ム	豊田郡大崎上島町鮎崎灯台から愛媛県大三島石塔鼻を見通す線上その中央点
メ	フから豊田郡大崎上島町中の鼻灯台を見通す線と同町木江木江港一文字防波堤灯台から愛媛県大三島鷲ヶ頭山を見通す線との交点
モ	豊田郡大崎上島町木江木江港一文字防波堤灯台から愛媛県大三島町浦戸楠山の高（167 メートル）を見通す線と同郡大崎上島町中の鼻から同県神殿島南端を見通す線との交点
ヤ	豊田郡大崎上島町野賀の鼻から愛媛県福島西端を見通す線と同町中の鼻から同県神殿島南端を見通す線との交点
ギ	豊田郡大崎上島町中の浦鼻から愛媛県福島西端を見通す線上 800 メートルの点
ユ	エから愛媛県大横島西端を見通す線上 1,000 メートルの点
エ	豊田郡大崎上島町一貫目鼻
2	大竹市阿多田島（同市猪子島を含む。）、同市白石（一ツ石）、呉市倉橋町白石（三ツ石）、同市情島、同市下蒲刈町下黒島、同町上黒島、同市豊浜町白石（二ツ石）、福山市内海町当木島、同市走島（同市加治屋島を含む。）、同市宇治島、同市袴島の距岸 500 メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びに尾道市向東町加島の距岸 200 メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、1 の海域を除く。

別記 9 えびこぎ網（八木灘）の禁止期間及び禁止区域

禁止期間	禁止区域
2月1日から6月14日まで	次のア・イを結んだ直線、ウ・エ・オ・アを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 東広島市安芸津町小芝島南端 イ 東広島市安芸津町大芝島南端 ウ 東広島市安芸津町大芝島南東端 エ 東広島市安芸津町ホボロ島南端 オ 東広島市安芸津町唐船島南西端

別記 10 一そうローラーごち網の禁止区域

次のア・イを結んだ直線、ウ・エを結んだ直線、エ・オを尾道市瀬戸田町高根島及び同町生口島の

西回りに距岸 500 メートルで結んだ線、オ・カを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- ア 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- イ 三原市鷺浦町須ノ上港南側防波堤南側付け根
- ウ 三原市鷺浦町和霊石の鼻
- エ 尾道市瀬戸田町高根島押寄鼻からウを見通す線と距岸 500 メートルの線との交点
- オ カから愛媛県岩城島新城鼻を見通す線と距岸 500 メートルの線との交点
- カ 尾道市瀬戸田町と同市因島原町との最大高潮時海岸線における境界

別記 11 一そうローラーごち網の禁止期間及び禁止区域

禁止期間	禁 止 区 域
11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	<p>次のア・イを結んだ直線以東、ウ・エ・オ・カ・キを順次結んだ 4 直線以西、ク・ケを結んだ直線以南の海域で、最大高潮時海岸線とによって囲まれた広島県の海域</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 尾道市因島原町と同市瀬戸田町との最大高潮時海岸線における境界 イ 愛媛県岩城島新城鼻 ウ 愛媛県弓削島京の小島 エ 尾道市因島三庄町地藏ヶ鼻東端から愛媛県百貫島灯台を見通す線上 100 メートルの点 オ 尾道市因島三庄町白滝鼻から愛媛県百貫島灯台を見通す線上 100 メートルの点 カ キから福山市内海町当木島南端を見通す線上 100 メートルの点 キ 尾道市因島坊地島鼻 ク 尾道市因島田熊町と同市因島西浦町との最大高潮時海岸線における境界 ケ 尾道市因島洲江町と同市瀬戸田町との最大高潮時海岸線における境界
7 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	<p>次のア・イを結んだ直線、ウ・エを結んだ直線、オ・カを結んだ直線、カ・キを距岸 300 メートルで結んだ線、キ・クを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 尾道市浦崎町戸崎の鼻北端 イ 尾道市向東町大磯鼻東端 ウ 尾道市向島町布刈鼻 エ 尾道市向島町岩子島鶏小島の鼻 オ 三原市筆影山（犬吠山）から尾道市向島町岩子島西岩岳三角点を見通す線と岩子島の最大高潮時海岸線との交点 カ 三原市筆影山（犬吠山）からオを見通す線と同市貝野町における距岸 300 メートルの線との交点 キ クから三原市鷺浦町和霊石の鼻を見通す線と距岸 300 メートルの線との交点 ク 三原市須波西町 J R 呉線青木トンネル西口前護岸西側の排水口中央から護岸沿い東へ 85 メートルの点

別記 12 さわら流し刺し網漁業の禁止区域

次のア、イ、ウを順次結んだ 2 直線、エ・オ・カ・キ・ク・ケ・コを順次結んだ 6 直線、サ・シ・スを順次結んだ 2 直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- ア 小瀬川河口における広島県と山口県との境界点
- イ 江田島市沖美町入鹿鼻
- ウ 江田島市沖美町大黒神島押島鼻
- エ 江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻

- オ 江田島市大柿町長島南端
- カ 呉市倉橋町黒島西端
- キ 呉市倉橋町横島南端
- ク 呉市倉橋町白石（三ツ石）中央
- ケ 呉市倉橋町亀ヶ首東端
- コ 呉市情島南端
- サ 呉市情島北端
- シ サから呉市阿賀町観音崎を見通す線と同市音戸町小アジワ島の高からスを見通す線との交点
- ス 呉市広黄幡町石ヶ鼻